

### 3 営業秘密について

弁護士 北村 幸裕

#### Q3-1 営業秘密の保護について

昨今、技術上又は営業上の情報の漏洩が問題になっていますが、これらの情報は法律上どのように保護されていますか。

#### A3-1

会社法等によって、会社役員等には競業避止義務が課されています。また、従業員やライセンサーとの間で秘密保持契約や競業避止契約等を締結して法的な保護を受けることも可能です。更に、情報の取得が不法行為に該当する場合には、民法709条によって、被った損害の賠償請求することもできます。

しかし、これらの保護は限定的で不十分であるため、一定の要件を満たした場合には、不競法によって保護を受けることができます。

#### 解説

不競法によって営業秘密が保護されるようになって久しい。近年では、従業員による機密情報の持ち出し、外国政府によるデュアル・ユース技術の不正取得、取引先企業によるノウハウの取り上げ等が問題となった。このことを契機として、営業秘密をこれまで以上に保護する必要性が高まり、不競法において禁止される取得行為の目的(主観的要件)や行為態様(客観的要件)を広げることによって、保護される範囲が拡大されている。

#### Q3-2 保護されるための要件

不競法によって保護される技術上又は営業上の情報(営業秘密)とは、どのようなものですか。

#### A3-2

不競法によって保護されるためには、①秘密として管理されていること(秘密管理性)、②事業活動に有用な技術上、営業上の情報であること(有用性)、③公然と知られていないこと(非公知性)の三要件を満たす必要があります。

#### 解説

当該三要件のうち、実際において最も問題となりう

るのが①秘密管理性の要件である。

秘密として管理されているというためには、秘密保持者が第三者に知らしめないという秘密保持の意思が認められること(主観的要件)と、客観的に秘密状態が確保されていること(客観的要件)が必要とされている(大阪地判平成11年9月14日知財管理50巻9号1409頁参照)。つまり、不競法上の営業秘密として保護されるためには、保有者の意思だけではならず、保有者の管理努力まで必要とされているのである。

秘密管理性の有無は、具体的な状況に即して判断されるが、平成15年に経済産業省が作成した営業秘密管理指針(最終改訂平成25年8月16日)(以下、「営業秘密管理指針」という。)は、判例を分析した上で、以下の点を判断項目として指摘している。すなわち、①当該情報にアクセスできる者が制限されていること、②当該情報にアクセスした者が、当該情報が営業秘密であることを認識できることを考慮すべきとしている。

また、当該項目に加え、③当該情報にアクセスした者に対し、権限なしに使用・開示してはならない旨の義務が課されていることも考慮すべきとした判決もあり(札幌地裁平成6年7月8日審決取消訴訟判決集51号442頁)、これらの事情を総合的に考慮して、秘密管理性を認定することとなる。

#### Q3-3 営業秘密の管理方法

弊社の業務は、一定の年齢の児童がいる家庭をターゲットにしているため、このような家庭に関する顧客情報を多数保有しています。万一の漏洩に備え、どのような点に注意してこれらの情報を管理していくべきでしょうか。

#### A3-3

まずは、当該顧客情報にアクセスした人が、貴社の営業秘密であることを認識できるようにする必要があります。例えば、文書であれば「部外秘」「秘」といった表示を付する、保管場所を特定し施錠する、閲覧・複製の手続きを厳格化する、使用済みの文書等の廃棄方法を特定する、等の方法を複数組み合わせることが重要です。

次に、情報にアクセスできる人間を必要最小限度に制限する必要があります。併せて、これらの人物を適切に管理するため、社内における労務管理体制を確立したり、従業員に対する教育・研修等を行う必要があります。誓約書等を提出させて守秘義務を負担させることも有効です。

解説

秘密管理性が認められるか否かは具体的状況に即して判断されるが、その程度については、相対的に判断するか、客観的な基準によるか争いがある。産業構造審議会財産的情報部会報告書平成2年3月16日「財産的情報に関する不正競争行為についての救済制度のあり方について」においては、情報にアクセスする者に応じて相対的に判断すべきとの考え方を示しており、裁判例も、同様の判断をしているものが多数存在していた。

しかし、その後、営業秘密管理指針において、経産省が法律上の保護を受けるためのミニマムの水準と、紛争の未然の防止等のための望ましい水準を打ち出した結果、以降の裁判例では、営業秘密の管理を客観的な基準に基づき厳格に認定しようとしているものが増加したと評価されている(例えば、大阪高裁平成19年12月20日裁判所ウェブサイト)。

不競法の保護を受けるかどうかだけでなく、情報漏洩による紛争を防止するという趣旨からも、出来るだけ厳格に管理することが望ましいと考えられる。

Q3-4

A社では、顧客情報をコンピュータで管理しており、当該顧客情報にアクセスできる人物を限定するとともに、当該人物にパスワードを交付する等の方法によって、顧客情報を厳格に管理していますが、A社の従業員が、権限がなかったにもかかわらず、社内の顧客情報を無断で持ち出し、名簿業者であるB社に売却していたようです。

私は、調査の結果、B社は不正行為を行わない信頼できる会社であると判断したため、B社からA社の顧客情報を購入して利用しました。

ところが、後日、報道等を通じて私が購入した顧客情報は、A社の従業員が上記のように不正に取得した情報であることを知りました。

私はその後もその情報を使用し続けているのですが、このような行為は、不競法に違反するのでしょうか。

もし、違反しているのであれば、私は、A社等からどのような請求を受ける可能性がありますか。

A3-4

そもそも、A社の従業員がA社の顧客情報を取得した行為は、営業秘密の不正取得行為に該当します。

あなたは、顧客情報を取得した時点では、当該不正

取得行為を知らなかったようですが、不正取得行為が介在したことを知ってからの顧客情報の利用は不競法に違反します。

そのため、A社は、あなたに対して損害賠償や顧客情報の使用の差止めを請求する可能性があります。また、あなたは刑事罰を受ける可能性があります。

解説

不競法において禁止されている営業秘密の利用行為は、以下のように分類することが出来る。

まず、①営業秘密を不正に取得した場合は、当該取得自体が違法であるし、当該取得者が、その情報を使用または開示することも違法となる(同法2条1項4号)。また、取得者が不正に取得したことを知ってまたは重大な過失により知らないで営業秘密を取得した転得者は、その取得自体が違法であり、使用・開示も違法となる(同項5号)。一方、転得者が、営業秘密を取得した当時、不正取得を知らなかったとしても、その後不正取得行為が介在したことを知ってまたは重大な過失により知らないで使用・開示した場合もやはり違法となる(同項6号)。

次に、②営業秘密の取得が正当であっても、不正の利益を得る目的で、または保有者に損害を与える目的(以下、「図利加害目的」という。)で使用・開示した場合は違法となる(同項7号)。また、図利加害目的で開示された、または法的な守秘義務に違反して開示された営業秘密であることを知ってまたは重大な過失で知らずに転得者が使用・開示することも違法である(同項8号)。更に、転得者が、営業秘密を取得した当時、図利加害目的または法的守秘義務違反があることを知らなかったとしても、その後、これを知ってまたは重大な過失で知らずに使用・開示した場合もまた違法となる(同項9号)。

なお、後者の場合の図利加害目的については、主観的な要件だけにその認定は困難である。経産省の営業秘密管理指針においては、肯定例として、金銭取得目的、保有者に営業上の損害を与える目的等が挙げられている。一方、否定例としては、公益目的(内部告発する場合)、労働者の正当な権利保護の目的(労使交渉で入手した営業秘密を労働組合内部に提供する場合)、残業目的(上司の許可を得ずに営業秘密が含まれたUSBメモリーを持ち帰る場合)が挙げられており、図利加害目的の認定の参考になる。